

みどりと森の運動公園体育施設等指定管理者募集に係る質問及び回答について

No.	書類名	頁	項目	質問の内容	回答
1	募集要項	3	1 施設の概要	みどりと森の運動公園野球場の、施設に屋外ブルペンやその他施設として屋内練習場がありますが、球場の付帯設備であるため、利用するには球場の利用申請を提出し使用料を支払う必要があります。市と協議の上、指定管理者の自主事業等の方法で別途施設使用料金を設定し、冬期球場閉鎖時等に、この設備単独での貸出しを行うことは可能でしょうか？	みどりと森の運動公園野球場につきましては、新潟市都市公園条例において屋外ブルペンや屋内練習場等の付帯設備を含む使用料が定められております。このため現状では、屋内練習場等の付帯設備について、単独で使用料金を設定し貸し出すことは、できません。
2	募集要項	16	2 0 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合	『行政財産使用許可(又は「都市公園占用許可」)の手続きを指定管理者が行う』とあるが、みどりと森の運動公園駐車場をやむを得ず利用したい場合は、「都市公園占用許可」を提出すればよろしいでしょうか？	駐車場の利用にかかる申請については行政財産使用許可の手続きをしていただけます。
3	募集要項	8 16	6 自主事業の取扱い 2 0 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合	みどりと森の運動公園駐車場をやむを得ず利用したく、「都市公園占用許可」を提出した場合、自動販売機の設置に伴う「都市公園占用許可」と同様な方法で使用料を計算されるとの考えてよろしいでしょうか？	No.4の回答を参考ください。
4	募集要項	16	2 0 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合	みどりと森の運動公園駐車場をやむを得ず利用したい場合、自家用車1台(横2.5m×縦4.5m=22.5㎡)分の使用料を教えてください。	詳細は指定管理者との協議により決定しますが、本施設については、1台あたり月額4,000円を参考にしてください。使用台数は、提案の人員配置内で必要台数を協議の上決定します。(例えば、午前、午後で別の人が使用する場合でも、1日を通して1台分の利用であれば1台とカウントします)
5	業務仕様書	3	4 供用日及び供用時間	『大会開催時は利用者との打ち合わせにより、供用時間外に開館するなどの対応をとること。』とあるが、この対応については、指定管理者が利用者と打ち合わせをおこない可否を決定してよいとの解釈でよろしいでしょうか？ また、この対応について、その都度、市と協議し承諾を得る必要はないとの解釈でよろしいでしょうか？	指定管理者が利用者と打ち合わせをおこない可否を決定してよいです。この対応について、その都度、市と協議し承諾を得る必要はありません。
6	利用に関する業務について	1	1 施設等利用許可業務(指定管理業務)	『本市が行う区横断的・施設横断的な利用調整に協力し、次年度の大会等の運営に支障をきたさないよう連携を図ること。』とあるが、みどりと森の運動公園体育施設等を含む施設に対し、市が調整し指定管理者に通知した「施設名」「日時」「供用時間外の有無」について、令和7年度実績を教えてください。	別紙 利用調整一覧をご確認ください。